

せいしんビジネスクラブ会員会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会の名称は、「せいしんビジネスクラブ」(略称 SBC) とする。

(目 的)

第 2 条 この会は、会員相互の情報交換と経営問題についての研修等各種事業を通じて、新しい時代の経営環境に適応できる会員の経営資質の向上と、その企業の健全なる発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 同業、異業種間交流
- (2) 経営学習に関する事業
- (3) 視察会、見学会の開催
- (4) 講演会の開催
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第 4 条 この会の事業は、1 年を事業単位とし、7 月 1 日より翌年 6 月 30 日までとする。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この会の会員は、静岡信用金庫取引先企業の経営参画者、および経営参画予定者とする。
2. 第 3 条のすべての事業に参加する会員を A 会員、経営学習に関する事業(経営研究会)を除く事業に参加する会員を B 会員とする。

(入 会)

第 6 条 会員の募集は、毎年 6 月に行う。入会は静岡信用金庫担当地域支店長の推薦を要する。
2. 入会期間は、事業年度に同じとする。

(退 会)

第 7 条 会員は任期满了により退会する。但し、継続入会することができる。
2. 中途退会は、特別の事情がある場合に限り、運営委員会、および静岡信用金庫の了解を得て退会する。この場合、原則として会費は返還しない。
3. 入会后 15 年を経過した会員が退会する場合、本人の希望により名誉会員資格を付与する。名誉会員資格を有するものには、運営事業への参加を認める。

第 3 章 委 員・顧 問

(運営委員・監査委員)

第 8 条 この会に、運営委員 8 名、監査委員 2 名をおくものとする。
2. 各委員は、総会において選任する。
3. 各委員の任期は、事業年度とする。

(会長・副会長)

第 9 条 この会に会長 1 名、副会長 1 名をおくものとし、会長、副会長は運営委員の互選によるものとする。

2. 会長は、運営委員会を主宰する。
3. 副会長は会長を補佐する。

(委員の任務)

第 10 条 運営委員は、運営委員会を組織し、この会を運営する。

2. 監査委員は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第 11 条 この会に顧問をおくものとし、静清信用金庫理事長がこれにあたる。

第 4 章 総 会

(総会の開催)

第 12 条 この会の通常総会は、毎年 7 月に開催する。

(総会の議事)

第 13 条 総会の議長は会長がこれにあたる。

2. 総会は、会員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決する。
3. 総会は次の事項を決議する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 運営委員・監査委員の選任
 - (3) 事業計画および収支予算
 - (4) 収支決算
 - (5) その他重要事項

第 5 章 会 計

(運営費)

第 14 条 この会の運営は、会費および寄付金により賄うものとする。

2. 会費は、A 会員は年度間 60,000 円、B 会員は年度間 20,000 円とし、入会（継続入会）するとき一括納入する。但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。名誉会員は希望により運営事業に参加できる。
3. 同一企業において代表者および後継者とみなされる方が入会され、入会者が 1 企業 2 名以上となった場合、1 名に限り既入会者の会費を 2 項で定められた金額の半額とする。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 15 条 この会の事務局は、静清信用金庫経営相談部におく。

(平成 24 年 7 月 10 日 一部改正)